

国立大学法人大分大学学部長等の選考に関する規程

平成27年1月26日制定 全部改正
平成27年規程第3号

国立大学法人大分大学学部長選考規程（平成16年規程第41号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規程は、国立大学法人法施行規則（平成15年文部科学省令第57号）第7条の2及び国立大学法人大分大学法人規則（平成18年規則第4号）第8条第3項の規定により、学部長及び大学院研究科長（以下「学部長等」という。）に関し必要な事項を定める。

（選考の事由）

第2条 学部長等の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- （1）学部長等の任期が満了するとき。
- （2）学部長等が辞任を申し出たとき。
- （3）学部長等が欠員となったとき。
- （4）学部長等が解任されたとき。

（選考の基準）

第3条 学部長は、当該学部の教授（教授予定者を含む。）のうちから選考する。

2 福祉社会科学研究科長は、当該大学院研究科を担当する教授（教授予定者を含む。）のうちから選考する。

3 福祉社会科学研究科長以外の大学院研究科長は、別表の学部長の欄に規定する学部長をもって充てる。

（選考の手続）

第4条 学長は、学部長等を選考するに当たり、現に学部長等である者又は当該学部若しくは研究科（以下「学部等」という。）の職員に、学部等の状況、課題等及び学部長等としてふさわしい資質・能力等について意見を聴取するものとする。

2 学長は、学部長等を選考する場合は、大学運営における自らの方針を提示した上で、前条に規定する選考の基準に該当する者のうちから、1人又は複数の者を選考し、現に学部長等である者に通知するものとする。

3 前項の規定により選考された者は、同項の方針を踏まえ、その方針に対する見解及び学部等の運営に係る構想について、所信調書（別記様式）を提出する。

4 学長は、前項の規定による所信調書を提出した者について、面談を実施し、必要に応じ、現に学部長等である者又は学部等の職員の意見を聴取し、学部長等を選考するものとする。

（任命）

第5条 学長は、前条に規定する選考の手続を経て、学部長等を任命する。

（公表）

第6条 学長は、前条の規定により学部長等を任命した場合は、次の各号に定める事項を公表する。

- （1）氏名
- （2）選考理由
- （3）所信調書
- （4）その他必要と認める事項

（任期）

第7条 学部長等の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 学部長等に欠員が生じた場合における後任の学部長等の任期は、前任者の残任期間とする。

3 定年退職日が前二項の規定による任期の満了する日前である学部長等の任期は、前二項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。

4 前項の適用を受けた学部長等の後任者の任期は、当該学部長に同項の規定の適用がないものとした場合における残任期間とする。

（評価）

第8条 学長は、学部長等の業務執行の状況について把握するよう努めるとともに、学部長等は、学

長に対し、その業務執行の状況を報告するものとする。

2 学長は、前項の規定による報告等に基づいて、毎年度学部長等を評価するものとする。

3 学部長等の評価に関する手続については、学長が別に定める。

(解任)

第9条 学長は、学部長等が次の各号の一に該当する場合は解任することができる。

(1) 学部長等が、心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき。

(2) 学部長等に重大な職務上の義務違反があると認めるとき。

(3) 前条第2項の規定による評価において、引き続き学部長等として業務を執行することが適当でないと認めるとき。

2 学部長等の解任に関する手続については、学長が別に定める。

(雑則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(任期の特例)

2 改正後の国立大学法人大分大学学部長等に関する規程第7条第1項本文の規定にかかわらず、平成27年9月30日に任期が満了する学部長等については、その任期は平成28年3月31日までとし、同年8月16日に任命される学部長等については、その任期は同日から平成30年3月31日までとする。

(教育福祉科学部長に関する特例)

3 教育福祉科学部長については、平成28年3月31日において教育福祉科学部に在学する者がいなくなる日までの間、教育学部長をもって充てる。

(理工学部を設置の特例)

4 平成29年4月1日に設置する理工学部の学部長については、第4条及び第5条の規定にかかわらず、同年3月31日において工学部長である者を任命することとし、その任期については、第7条第1項本文の規定にかかわらず、平成30年3月31日までとする。

(工学部長に関する特例)

5 工学部長については、平成29年3月31日において工学部に在学する者がいなくなる日までの間、理工学部長をもって充てる。

附 則 (平成28年規程第95号)

この規程は、平成29年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年規程第15-1号)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年規程第62号)

この規程は、平成29年10月10日から施行する。

別表 (第3条関係)

大学院研究科長	学部長
教育学研究科長	教育学部長
経済学研究科長	経済学部長
医学系研究科長	医学部長
工学研究科長	理工学部長

別記様式（第4条関係）

所 信 調 書
学 部 等
職 名
氏

印

1 大学運営における方針に対する見解

2 学部運営に係る構想

3 その他

注 この調書の内容は，学部長等選考の参考とし，学部長等に任命された場合は，公表されます。